

物価高対応子育て応援手当及び

山梨物価高対応子育て応援特別給付金のご案内

物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援するため、「物価高対応子育て応援手当及び山梨物価高対応子育て応援特別給付金」を支給します。

【支給対象者】

- ・令和7年9月分の児童手当の受給者(令和7年9月に出生した児童は、令和7年10月分)
- ・令和7年10月1日～令和8年3月31日までに出生した児童の児童手当受給者
- ・令和7年10月1日～令和8年3月31日に離婚等により新たに認定された児童手当受給者

【支給対象児童】

- ・令和7年9月分の児童手当の支給対象児童(令和7年9月に出生した児童は10月分)
- ・令和7年10月1日～令和8年3月31日に出生した児童

【支給額】

- ・対象児童1人につき **40,000円**
国の給付金(物価高対応子育て応援手当)から 20,000円
県の給付金(山梨物価高対応子育て応援特別給付金)から 20,000円

【支給時期】

- ・申請が不要の方: **令和8年3月13日**に支給します。
- ・申請が必要な方:申請があった方から順次、支給します。

【申請が不要な方】

- ・令和7年10月に鳴沢村から児童手当の振込があった受給者(令和7年9月出生の児童は12月振込)は、申請は原則不要です。該当の方には、2月中旬に案内通知をお送りしています。手当は児童手当受給口座へ振り込みますが、口座が解約等・名義変更等で振込できない場合は支給されませんので必ず住民課へ**令和8年3月6日まで**に届出書を提出してください。

【申請が必要な方】

- ・**公務員(所属庁から児童手当を受給している方)**
所属庁(勤務先)から案内の後、令和7年9月30日時点の居住市町村に申請書を提出してください。

※公務員の申請方法につきましては、裏面に記載がありますので必ずご確認ください。

- ・**令和7年10月1日～令和8年3月31日までに出生した児童がいる方**
令和8年2月中旬頃に案内通知(申請書)をお送りしていますので、提出してください。
出生届の際にご案内する場合があります。
- ・**令和7年10月1日～令和8年3月31日に離婚等により新たに認定された児童手当受給者**
該当となる方は住民課にお問い合わせ下さい。

公務員の方は申請が必要になります！

公務員（所属庁から児童手当を受給している方）

所属庁（勤務先）から交付される申請書に記載のうえ、鳴沢村役場住民課に令和8年3月31日まで提出をお願いいたします。

(表)

(裏)

(様式第3号)

物価高対応子育て応援手当及び山梨物価高対応子育て応援特別給付金 申請書(請求書)

令和7年9月30日時点の住民票所在市区町村
※令和7年9月1日以後令和8年3月31日までで出生した児童に係る児童手当の受給者、又は令和7年10月1日以後令和8年3月31日までで離婚等により新たに児童手当の受給者となった方は、当該児童手当の認定を行った時点における住民票所在市区町村

ブルダウから選択してください
自動計算します。

市区町村長 印

1. 申請・請求者
 記入日 令和 年 月 日
 氏名 性別 生年月日 申請・請求者の現住所
*記名押印に代えて署名することができます。

2. 対象児童
 次の(1)又は(2)に該当する支給対象児童について記入してください。
 (1)令和7年9月分(令和7年9月9日以後出生した児童については、令和7年10月分)の児童手当に係る児童
 (2)令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に出生した児童

No.	氏名	性別	生年月日	住所(支那の場合のみ記入)
1				
2				
3				
4				
5				

※所属の別については令和7年9月30日時点(令和7年10月1日以後令和8年3月31日まで)に出生した児童に係る児童手当の受給者、又は令和7年10月1日以後令和8年3月31日までで離婚等により新たに児童手当の受給者となった方は、当該児童手当の認定を行った時点の決定を選択してください。

3. 申請額・請求額
 対象児童数 人 申請額・請求額 0 円
※対象児童1人につき4万円になります。

公務員児童手当受給状況証明書(申請者が公務員の場合)
※この欄は、所属庁が記入しますので、申請・請求者は記入しないでください。

申請・請求内容等は相違なく、上記の申請・請求者は、上記 人 の対象児童に係る児童手当の受給者であること等について証明します。

令和 年 月 日 証明者 印
証明事務担当 担当課(室)・担当係 電話番号

(裏面も確認してください。)

4. 受取方法

ア 公金口座への振込みをご希望の場合
 個人番号

イ 児童手当振込口座等の指定の金融機関口座(原則、1.の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望
※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (左記まで書きください)	(フリガナ) 口座名義

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」「通帳見開き下欄に記載)をご記入ください。
※長期貯入出金のない口座を記入しないで下さい。

【誓約・同意事項】

- 物価高対応子育て応援手当及び山梨物価高対応子育て応援特別給付金の支給要件に該当します。
- 物価高対応子育て応援手当及び山梨物価高対応子育て応援特別給付金の支給要件の該当性を審査するため、市区町村が必要となる書類の提出を行うことや必要な資料の行政機関等に求めることに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、物価高対応子育て応援手当及び山梨物価高対応子育て応援特別給付金の請求書として取り扱います。
- 市区町村が支給決定した後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市区町村が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合は、市区町村は当該申請を取り下げられるものとします。
- 物価高対応子育て応援手当の支給要件に該当しないことが判明した場合には、物価高対応子育て応援手当及び山梨物価高対応子育て応援特別給付金を返還します。

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し
 (4. 受取方法のイを選択した場合は提出してください。)

- ・裏面に振込先の口座番号・名義人が分かるもののコピーを貼り付けてください。
- ・申請書の証明欄には公印、又は文書番号の記載をしてください。
※所属長の決裁を取ったうえで文書番号の記載があれば公印を省略することができます。

ご不明点等ありましたら、下記のお問い合わせ先までお願いいたします。

お問合せ先

- ・鳴沢村役場住民課 0555-85-3082(受付時間:平日 8:30~17:15)
- ・山梨県こども福祉課 055-223-1655(受付時間:平日 8:30~17:15)
- ・こども家庭庁コールセンター 0120-252-071(受付時間:平日 9:00~18:00)